



# 地域の維持に向けた 人口減少対策として 子育て世代の移住・定住を進めます

恵那で暮らし始める新婚さんや、恵那で住まいを構えたい家族など、恵那の地で安心して子育てをしていただくために、住む人それぞれのライフスタイルに応じた「恵那暮らし」をサポートします。まずは気軽に相談ください。

☎お問い合わせ 移住・定住チーム（市役所北庁舎） ☎26-2111（内線525）

## 移住定住推進事業

### 移住定住推進事業一覧

概要	新婚おめでとう10事業 (結婚祝い支給事業)	新婚生活はじめよまいか事業 (新生活家賃支援事業)	一戸建てに住もまいか事業 (子育て世帯等宅地購入支援事業)	親元で暮らしよまいか事業 (同居・近居支援事業)	定住促進奨励金	空き家改修事業
概要	新婚夫婦に10万円分の商品やサービスをプレゼント	新婚夫婦のアパート代を月1万円助成（登録申請の翌月から最大3年間） ※助成終期は平成33年3月分 ※対象物件は本人が契約する民間賃貸住宅に限る（会社借上げなどは対象外） ※2親等以内の親族から借り上げる住宅は対象外	宅地購入費用を最大50万円補助（10分の1補助、1万円未満切り捨て） ※土地の購入総額が100万円未満の場合は対象外 ※2親等以内の親族から購入する土地は対象外	親と同居、近居（同一町内）するための住宅の取得、工事などに最大50万円補助（10分の1補助、1万円未満切り捨て） ※同居・近居 住宅購入・新築 ○ ○ 増築・改築のみ ○ × ※購入・工事の総額が100万円未満は対象外 ※併用住宅は住宅部分の延べ面積が2分の1以上 ※公共工事の移転に伴う場合などは対象外	市内で新築住宅を取得し、転入した場合に25万円給付 ※購入・工事総額が100万円未満は対象外 ※併用住宅は住宅部分の延べ面積が2分の1以上	「恵那市空き家バンク」に登録された物件を住居として活用する場合、最大100万円補助（2分の1補助、1万円未満切り捨て） ※工事総額50万円未満は対象外 ※「恵那市空き家バンク」の登録物件以外を対象外 ※市内業者が施工すること ※3親等内の親族間における賃貸借、売買契約は対象外
対象	・平成28年4月1日～33年3月31日に婚姻 ・夫婦の合計満年齢が80歳以下（婚姻時） ・恵那市民かつ夫婦（交付申請時） ・申請者と配偶者に本市に納めるべき市税などの滞納がないこと（交付申請時） ・3年以上恵那市に居住する意思があること（交付申請時）	・平成28年4月1日～33年3月31日に新たに市内民間賃貸住宅に入居 ・夫婦の合計満年齢が80歳以下で婚姻から3年以内（制度利用登録時） ・恵那市民かつ夫婦共に申請物件に居住（交付申請時） ・申請者と世帯員に本市に納めるべき市税などの滞納がないこと（交付申請時） ・生活保護など公的制度による家賃補助を受けていないこと（交付申請時） ・申請期間内の家賃を完納していること（交付申請時）	・平成28年4月1日～33年3月31日に土地・建物登記を実施 ・夫婦の合計満年齢が80歳以下、または16歳未満の子どもがいる（土地・建物のいずれか遅い方の登記日） ・恵那市民かつ夫婦共に物件に居住（交付申請時） ・申請者と世帯員に本市に納めるべき市税などの滞納がないこと（交付申請時） ・申請者が土地・住宅の所有者のうちの一人（交付申請時）	・平成28年4月1日～33年3月31日に建物登記を実施し、親と同居・近居開始 ・増改築は変更登記（面積・所有者変更など）を伴うこと ・夫婦の合計満年齢が80歳以下、または16歳未満の子どもがいる（建物登記時） ・恵那市民かつ夫婦共に申請物件に居住（交付申請時） ・申請者と世帯員に本市に納めるべき市税などの滞納がないこと（交付申請時） ・申請者が住宅の所有者のうちの一人（交付申請時）	・平成28年1月2日～33年3月31日に新築住宅を取得（登記）し、その住宅に市外から直接転入すること ・恵那市民かつ申請物件に居住（交付申請時） ・申請者と世帯員に本市に納めるべき市税などの滞納がないこと（交付申請時） ・申請者が住宅の所有者のうちの一人（交付申請時）	・平成28年1月2日～33年3月31日に住宅の持ち主（入居者でも可）が改修工事を実施し、入居が完了すること（交付申請時） ・申請者に本市に納めるべき市税などの滞納がないこと（交付申請時） ・完成後30日以内に入居者が住所を移転していること（交付申請時） ・入居者が3年以上申請物件に居住する意思があること（交付申請時）
申請の流れ	① 婚姻後半年以内に申請※ ② 引換券の受け取り ③ 商品・サービス利用 ※申請の受付開始は平成28年10月1日（平成28年4～9月婚姻者の申請期限は平成28年度末）	① 入居後半年以内に制度利用登録 ② 毎年3月の家賃を支払った後、年度分をまとめて半年以内に申請 ▶ 添付書類＝賃貸契約書、支払い実績を証する書類など ※途中で退去した場合は、最終月の家賃支払い後、半年以内に申請	① 土地・建物のいずれか遅い方の登記から半年以内に申請 ▶ 添付書類＝登記簿、土地の購入実績を証する書類など	① 建物登記の半年以内に申請 ▶ 添付書類＝建物の登記簿、建物の支払い実績を証する書類、工事内容の明細・図面など ※平成28年1～3月取得者の申請期限は平成28年9月末	① 建物登記の半年以内に申請 ▶ 添付書類＝建物の登記簿、建物の支払い実績を証する書類、工事内容の明細・図面など ※平成28年1～3月取得者の申請期限は平成28年9月末	① 改修などの着工前に必要書類を添えて賃貸借、売買契約締結日から半年以内に申請 ② 改修などの完了日から30日以内または年度末の早い日までに実績報告書を提出

※「一戸建てに住もまいか事業」「親元で暮らしよまいか事業」「定住促進奨励金」は併用申請が可能です  
※「空き家改修事業」は、「一戸建てに住もまいか事業」「親元で暮らしよまいか事業」「定住促進奨励金」との併用申請はできません

**お祝い品**  
10万円分プレゼント

とう  
**新婚おめでとう10事業**

結婚時に恵那市ならではの祝い品10万円分をプレゼント

★平成28年4月1日～33年3月31日に婚姻  
★夫婦の満年齢が合わせて80歳以下

事業の対象期間 平成28～32年度

毎月家賃  
1万円分補助

**新婚生活はじめよまいか事業**

アパートの家賃を毎月1万円補助（最大3年間）

★平成28年4月1日～33年3月31日に新たにアパートに入居  
★結婚後3年以内で夫婦の満年齢が合わせて80歳以下（利用登録申請時）

事業の対象期間 平成28～32年度

最大  
50万円補助

**一戸建てに住もまいか事業**

住宅を取得する際に宅地購入費の10分の1を補助（最大50万円）

★平成28年4月1日～33年3月31日に土地・建物を取得（登記）  
★夫婦の満年齢が合計80歳以下、または16歳未満の子どもがいる

※土地・建物取得登記のいずれか遅い方から半年以内に申請

事業の対象期間 平成28～32年度

最大  
50万円補助

**親元で暮らしよまいか事業**

同居・近居をするための住宅取得費や増改築工事費などに最大50万円補助

★平成28年4月1日～33年3月31日に建物を登記  
★親と同居または近居（同一町内）  
★夫婦の満年齢が合計80歳以下、または16歳未満の子どもがいる

※建物登記の半年以内に申請

事業の対象期間 平成28～32年度

25万円給付

**定住促進奨励金**

移住者が市内に新築住宅を建てたり購入したりした際に25万円給付

★平成28年1月2日～33年3月31日に新築住宅を取得（登記）  
★取得した住宅に市外から転入

※登記から半年以内に申請

事業の対象期間 平成28年1月2日～32年度

最大  
100万円補助

**空き家改修事業**

空き家バンクに登録された物件を住居として活用する場合、改修費の2分の1を補助（最大100万円）

★「恵那市空き家バンク」の登録物件  
★改修完了後、30日以内に居住

※賃貸借、売買契約締結日から半年以内に申請（必ず着工前に申請ください）

事業の対象期間 平成28～32年度